

令和7年度 東広島市施策紹介用動画制作等業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

「令和7年度 東広島市施策紹介用動画制作等業務」の委託に当たり、当該業務の目的及び内容に適した契約交渉の相手方とその優先順位を決定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度 東広島市施策紹介用動画制作等業務

(2) 業務内容

別紙「令和7年度 東広島市施策紹介用動画制作等業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 業務規模

提案上限額は946,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 目的

仕様書の「1 業務の概要 (1) 目的」を参照

4 プロポーザルの形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者（法人又は個人事業主）は、次のいずれにも該当しない者（法人又は個人事業主）であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けている者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又はプロポーザルの参加表明書提出締切日前6ヶ月以内に手形小切手の不渡りを出した者。
- (6) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から契約締結の日まで、本市の指名除外措置を受けている者。
- (7) 公募開始の日までに納めるべき市町村税又はその延滞金のいずれかに滞納がある者。

6 実施スケジュール

このプロポーザルは、次の日程で実施する。

| 項番 | 手続き等 | 期限等 |
|----|-------------|----------------------|
| 1 | 公募開始 | 令和7年9月12日(金) |
| 2 | 質問書の提出期限 | 令和7年9月19日(金)(12時必着) |
| 3 | 質問書への回答 | 令和7年9月24日(水) |
| 4 | 参加表明書の提出期限 | 令和7年9月30日(火)(17時必着) |
| 5 | 参加資格の確認・連絡 | 令和7年10月2日(木) |
| 6 | 企画提案書等の提出期限 | 令和7年10月17日(金)(17時必着) |
| 7 | 結果通知 | 令和7年10月23日(木) (予定) |
| 8 | 契約締結 | 令和7年11月中旬(予定) |

7 質問及び回答

参加表明書及び企画提案書提出に関する質問及び回答については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和7年9月19日(金)(12時必着)

(2) 提出場所

東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当

(3) 提出方法

別紙「参加表明書及び企画提案書提出に関する質問書(様式第1号)」に質問事項を記入の上、経営戦略チーム広報戦略担当にメールで送信する。なお、送信後に経営戦略チーム広報戦略担当に電話で連絡すること。

(4) 回答方法

令和7年9月24日(水)までに、本市ホームページで公開する。

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和7年9月30日(火)(17時必着)

(2) 提出場所

東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合は、市役所開庁日の8時30分から17時までに経営戦略チーム広報戦略担当に提出すること。また、郵送の場合は、提出期限までに経営戦略チーム広報戦略担当に必着とする。

(4) 提出書類

次の書類一式を提出すること。

※ウ～オは、公募開始の日から起算して3か月以内に発行されたもの。東広島市の令和7年から令

和10年までの物品役務等競争入札参加資格者名簿に登録がある場合は省略可。

- ア 参加表明書（様式第2号）・・・・・・・・・・ 1部
- イ 会社概要書（様式第3号）・・・・・・・・・・ 1部
- ウ 商業・法人登記簿謄本の写し・・・・・・・・・・ 1部
※個人事業者は代表者の身分証明書（本籍地市町村で発行）。
- エ 印鑑証明書の写し・・・・・・・・・・ 1部
- オ 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）・・ 1部

(5) 参加資格の確認・連絡

参加表明書等について、「5 参加資格」を満たすものか事務局で確認を行い、個別に令和7年10月2日（木）17時までに電子メール及び電話にて確認結果及び企画提案書等の提出方法について連絡を行う。

9 企画提案書等の提出

参加資格を認められた参加表明者は、企画提案書等を提出する。

(1) 提出期限

令和7年10月17日（金）（17時必着）

(2) 提出場所

東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当

(3) 提出方法

本市で準備するインターネット上のサイト等を使用し提出する（プロポーザル参加者に個別に連絡する）。

(4) 提出書類等

ア 実績報告書（①及び②のうち、実績のあるもの。①・②どちらも実績がある場合は両方記載すること）

①国又は地方公共団体から受託した本業務と同種又は類似の業務実績
（令和4年4月1日以降）

- ・実績報告書（様式第4号）・・・・・・・・・・ 1部
- ・実績報告書に関する契約書等の写し

②上記①以外の同種又は類似の業務実績（令和4年4月1日以降）

- ・実績報告書（様式第5号）・・・・・・・・・・ 1部
- ・実績報告書に関する契約書等の写し

イ 動画見本

- ・横型ショート動画（規格：1920×1080 長さ：15～60秒）1本
仕様書に記載の内容を踏まえ、「(案) 時代を担う子どもを育てる教育・保育の推進」をテーマに動画見本を作成すること。また、動画見本素材は、「令和7年度 東広島市施策紹介用動画制作等業務 仕様書」2業務内容（3）動画制作 の表内該当テーマに該当する撮影想定素材全てを使用すること。

※参考資料等

①令和7年度 施策と予算（案）の概要（別紙参照）

②特集記事

広報東広島 URL : <https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/koho/index.html>

③参考動画

・【暮らし（30秒動画）】東広島市に暮らしたい～人と人が繋がるまち～

<https://youtu.be/a8BwKevLQE4?si=6Z4ZYI1zc0tBpRbR>

・【市の特長（30秒動画）】50年の歴史、その先へ～やさしい未来都市 東広島の実現～

https://youtu.be/l2WzpJg3CUg?si=_6NXBGLo42H1vy7X

動画内で使用する素材等は、実際の東広島の映像である必要はないが、本契約で使用しない撮影機材及び有料アニメーション、有料フォント、有料ソフトウェア等で加工した素材は使用しないこと。登場人物を出演させる場合についても、予算の範囲内で起用できる出演者以外が映った動画は使用しないこと。あくまで、本契約で制作見込みの品質の動画を制作すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

・ A4規格（縦）、5ページ以下で一つのPDFとすること。

| | 項目 | 内容（必須記載事項） |
|---|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 業務の実施体制 | 人員体制、発注者との連絡調整等の体制について記載すること。 ・本業務に従事する主なスタッフの役割・担当内容 ・発注者との連絡・調整体制（連絡窓口、対応方法など） |
| 2 | 動画見本説明 | 本動画の目的を明確にし、制作過程や考え方、工夫点及びポイントを記載すること。 ・動画の目的・ねらい（誰に何を伝えるのか） ・制作過程や工夫点（演出、視覚表現、音響など） |
| 3 | 企画全体説明 | 本業務で制作予定の動画等について、構成・演出・展開の企画提案内容を記載すること。 ・各テーマごとの動画の構成・演出の方向性（どう見せるか） ・市の意図や施策の動画への反映方法 ・撮影方法や演出など独自の提案 |
| 4 | 実施計画 | 業務を遂行するための基本的な考え方とスケジュールを記載すること。 ・業務全体のスケジュール（主な工程と時期） ・校正・確認のタイミングと対応体制 |
| 5 | 業務規模（金額） | 業務に係る提案金額（税抜）及び内訳について記載すること。 |

(5) その他

- ア 提案は、1参加者につき1つとする。
- イ 本要領に規定する提出書類等に不備があった場合は、これを受け付けない。
- ウ 提出期限以降の提出書類等の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された資料等は返還しない。なお、提出された資料は本業務に係る業者選定以外の用途には使用しない。
- オ 提出された企画提案書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。提案者は、東広島市が行う企画提案書の公表等について、提出書類等の利用を許諾することとする。
- カ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- キ 業者選定を行うために必要な範囲において、提案書を複写作成する。
- ク 提案内容等を確認するため、聴き取りを行う場合がある。

10 候補者の選定

東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容（聴き取り含む）を基に次のとおり選定を行う。審査は、あらかじめ定めた評価基準に基づき提案書の評価を行う。

(1) 評価項目の内容及び配点（合計100点）等は、次のとおりとする。

| 提出書類 | 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 様式第4号及び5、契約書等の写し | 業務実績 | <ul style="list-style-type: none">・本業務に必要な知見、専門知識等を有しており、業務の着実な履行が期待できるか。・本業務の効果的な実施が期待できるか。 | 10点 |
| 企画提案書 | 業務の実施体制 | <ul style="list-style-type: none">・本業務を円滑に遂行する人員体制、連携体制となっているか。・発注者との連絡・調整が速やかに行える体制であるか。 | 10点 |
| | 動画見本説明 | <ul style="list-style-type: none">・施策の取り組み内容に興味・関心を高める動画になっているか。・本業務の目的と趣旨を理解した内容となっているか。 | 40点 |
| | 企画全体説明 | <ul style="list-style-type: none">・目的に沿った内容で本市の施策を分かりやすく効果的に伝えることができるか。・全体を通じて業務への理解と熱意が感じられ、実現の可能性が高い具体的な提案となっているか。・撮影方法や演出などの独自の提案があるか。 | 25点 |
| | 実施計画 | <ul style="list-style-type: none">・無理なく妥当なスケジュールであるか。 | 10点 |
| | 業務規模（金額） | <ul style="list-style-type: none">・提案内容に対して、妥当な金額か。 | 5点 |
| 合 計 | | | 100点 |

- (2) 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀候補者として選定し、業務委託契約の締結を協議する予定とする。なお、各委員の評価点の平均が60点に満たない者は、候補者として選定しない。
- (3) 各委員の評価点の合計点が同点により2人以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、候補者を選定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平均が60点以上であれば当該提案者を最優秀候補者とする。
- (5) 候補者が、「5 参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として選定するものとする。
- (6) 審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1.1 契約に係る注意事項

- (1) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、免除された場合はこの限りではない。
- (2) 契約書は、本市の業務委託契約書・業務委託契約約款（成果物の製造）を使用する。その他本市と締結する契約の条項は、本市のホームページで閲覧することができる。
- (3) 提出された企画提案書は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容、経費等については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

1.2 その他留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に関して必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案された見積額は、契約金額を保証するものではない。
- (3) プロポーザルに係る失格要件
プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 参加表明書及び企画提案書が、本実施要領に定める提出方法、提出場所、提出期限に適合しない場合
 - イ 参加表明書及び企画提案書が、本実施要領に定める様式及び記載上の留意事項に適合しない場合
 - ウ 参加表明書及び企画提案書に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 参加表明書及び企画提案書に、虚偽の内容が記載されている場合
 - オ 選定委員会又は関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（本実施要項に定める手続は除く。）
 - カ その他、本実施要項に違反すると認められる場合
- (4) 候補者に違反等があった場合や選定後の調整により候補者と契約締結の合意に至らなかった場合には、選定委員会における審査で次点となった者を候補者として選定する。
- (5) その他

- ア 参加表明書及び企画提案書の提出をもって本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- イ 参加表明書及び企画提案書の提出後において、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更は認めない。
- ウ プロポーザルの結果は、本市ホームページにて公表する。
- エ 参加表明書及び企画提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、令和7年10月17日（金）12時までに「辞退届」（様式第6号）を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

1.3 問い合わせ先及び提出先

東広島市総務部経営戦略チーム広報戦略担当 担当：沖田

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL：082-420-0919 FAX：082-420-0402

E-mail：hgh200919@city.higashihiroshima.lg.jp